

保証契約書について

連帯保証人代行に関する保証契約書の内容については、仕様書に基づき、落札業者と協議の上、決定するものとする。ただし、以下の条項を必須とする。

1. 必須とする条項

(1) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

契約の満了する日から起算して90日前の日までに、いずれからも更新をしない旨の申出がないときは、更に1年間同一の条件で更新するものとする。

契約の更新は2回を限度とする。

(2) 保証範囲

受託者が患者と連帯して保証する債務の範囲、期間及び保証債務の限度額に關すること。

(3) 保証債務の履行

当院が受託者へ代位弁済請求する際及び受託者が当院へ債務保証を行う場合の手続き等に關すること。

(4) 保証料

契約期間中における保証料の記載及び保証料の支払いに關する手続き等に關すること。

(5) 契約解除

契約解除に關する要項及び契約解除における損害賠償に關すること。

(6) 反社会的勢力の排除に關すること。

(7) 秘密保持に關すること。

(8) 個人情報保護に關すること。